

摂津市生産緑地地区の指定に関する事務取扱要綱

摂津市生産緑地地区の追加指定に関する要綱(平成31年1月29日摂都計258号)の全部を改定する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)の規定に基づく生産緑地地区の指定等に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び都市計画法(昭和43年法律第100号)において使用する用語の例による。

(事務処理等)

第3条 この要綱各条の規定に係る申請書等の受付その他関連事務は、各条に定めのあるほかは、建設部都市計画課(以下、「都市計画課」という。)が行うものとする。

(指定の申出)

第4条 農地等の所有者で当該農地等を生産緑地地区として指定することを希望する者は、生産緑地地区指定申出書(様式第1号)によりその旨を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出をするときは、生産緑地地区指定同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(指定の審査)

第5条 市長は前条の規定による申出があった場合、その内容を審査し、当該農地等が法第3条に規定する生産緑地地区に該当すると認められるときは、当該農地等を生産緑地地区とする都市計画の案を作成するものとする。

2 市長は、前項の場合、生産緑地法施行規則第1条の規定により、摂津市農業委員会(以下、「農業委員会」という。)へ意見を聴くときは、様式第3号により行うものとする。

(通知)

第6条 市長は、生産緑地地区を定めたときは、その旨を当該生産緑地地区における農地等利害関係人及び農業委員会に様式第4号の1及び様式第4号の2により通知するものとする。また、都市計画課は、この旨を総務部固定資産税課に通知するものとする。

(管理の指導)

第7条 市長は、農業委員会と協力して、生産緑地の適正な管理について、当該生産緑地の所有者に対し、必要に応じて指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定について必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。